

【人材育成研修】

平成 28 年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官

石 田 正 範

第 1 はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）が平成 8 年に法制度整備支援分野における最初のプロジェクトをベトナムで開始して以降、法務省も支援対象各国における JICA のプロジェクトに全面的に協力するとともに、当省独自の支援を行うなどしてきたが、支援対象国が徐々に増加するとともに、支援内容が拡大、複雑化している。

そのため、当省において、将来においても法制度整備支援を適切に推進していくためには、同支援に携わる人材を幅広く集めていく必要がある。

そこで、当部においては、平成 21 年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせるとともに、将来同支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年度 1 回「国際協力人材育成研修」を実施しており、今回が 8 回目となる。

第 2 研修の概要

1 研修期間

平成 28 年 11 月 7 日ないし同月 18 日（移動日含む。）

2 研修場所

(1) 国内研修

当部（大阪市福島区福島 1 丁目 1 番 60 号大阪中之島合同庁舎 4 階）

(2) 国外研修

ベトナム及びラオス

3 研修員

(1) 大谷智彦（法務省民事局付）

(2) 手塚久美子（法務省民事局民事第二課係長）

(3) 村田邦行（静岡地方検察庁沼津支部検事）

(4) 氷室隼人（大阪地方検察庁検事）

(5) 小南安生（福岡高等検察庁検察事務官）

4 研修内容（概要）

(1) 国内研修（平成 28 年 11 月 8 日、9 日、17 日及び 18 日）

ア 「法制度整備支援の概要」の講義

イ 「各国における法制度整備支援の概要」の講義

ウ 本邦研修聴講

エ 国際協力部長による講義

オ 国際協力部副部長による講義

カ 国際協力専門官の業務に関する講義

キ 資料整理、研修レポート作成

ク 総括質疑応答

(2) 国外研修（平成 28 年 11 月 10 日ないし 16 日）

ア ベトナム

(ア) JICA 長期派遣専門家との意見交換

(イ) バクニン省内裁判所法廷傍聴

(ウ) 最高人民検察院及び司法省訪問

(エ) 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪問

イ ラオス

(ア) JICA 長期派遣専門家との意見交換

(イ) ワーキンググループ(WG)メンバーとの意見交換会

(ウ) 国立司法研修所、JICA ラオス事務所及びラオス国立大学法政治学部訪問

(エ) ビエンチャン首都裁判所法廷傍聴

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成28年11月8日(火)

ア 講義「法制度整備支援の概要」(当職)

当職が、当省による法制度整備支援の概要について、当部の関わり、他機関・他国による法制度整備支援との比較等を中心に講義を実施した。

イ 講義「各国法制度整備支援の概要」(当職、伊藤淳、松尾宣宏、廣田桂及び野瀬憲範各教官)

当職ら当部教官から、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ミャンマー及びネパールにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について、講義を受けた。

ウ 本邦研修聴講

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」の本邦研修が実施中であったため、同研修の一カリキュラムである「捜査段階Q&A集の検討」を聴講した。

(2) 平成28年11月9日(水)

ア 講義「法務省職員の国際業務と法整備支援」(阪井光平部長)

当部阪井光平部長から、当省における国際業務の在り方等について、講義を受けるとともに、国外研修において考えてくるべき課題の提示を受けるなどした。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」(伊藤

浩之副部長)

当部伊藤浩之副部長から、自身の元ラオス長期派遣専門家としての経験等を踏まえつつ、長期派遣専門家の役割、心構え等を中心に、法制度整備支援の在り方について講義を受けた。

ウ 講義「国際協力専門官の業務」(伊地知康弘統括国際協力専門官、若生耕介主任国際協力専門官)

当部伊地知康弘統括国際協力専門官らから、当部における国際協力専門官の業務、役割等について講義を受けた。

エ 講義「各国法制度整備支援の概要」(大西宏道教官)

当部大西宏道教官から、東ティモール民主共和国及び大韓民国における法制度整備支援の経緯、状況、成果等について講義を受けた。

オ 国外研修オリエンテーション(稲本実徳国際協力専門官)

当部稲本実徳国際協力専門官から、国外研修での生活面での注意事項等の伝達を受けた。

2 国外研修

(1) 平成28年11月10日(木)

ア JICAプロジェクトオフィス意見交換会

川西一長期派遣専門家・チーフアドバイザーから、ベトナムにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役



国内研修での様子



川西専門家との質疑応答の様子



廣澤弁護士との質疑応答の様子

割、現地での苦労等について説明を受けるとともに、意見交換会を実施した。

(2) 平成 28 年 11 月 11 日 (金)

ア バクニン省内裁判所法廷傍聴

バクニン省内の裁判所を訪問し、刑事裁判（元軍人である被告人が人を殺害した行為が、ベトナム刑法第 95 条の「精神を強く刺激された状態における殺人」の罪と同法第 96 条の「正当防衛の範囲を超える殺人」のいずれに該当するかが争点となっていた事件）を傍聴した。

イ 最高人民検察院及び司法省訪問

最高人民検察院を訪問し、レ・ティエン国際協力局長らと面談し、続いて、司法省を訪問し、ズン・ティフン国際協力局副局長らと面談した。

ウ 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪問

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を訪問し、同事務所の廣澤太郎弁護士から、ベトナムで活動する弁護士の視点から、ベトナムの法制度の問題点、法制度整備支援に求めるものなどについて講義を受けた。

(3) 平成 28 年 11 月 14 日 (月)

ア JICA プロジェクトオフィス意見交換会

須田大長期派遣専門家・チーフアドバイザー、石岡修長期派遣専門家、棚橋玲子長期派遣専門家、天野麻依子長期派遣

専門家及び川村仁業務調整員から、ラオスにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役割、現地での苦労等について説明を受けるとともに、意見交換を実施した。

イ WGメンバーとの意見交換会

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 2）「刑事関連法」の WG メンバーであるセンタヴィ・インタヴォンラオス国立大学法政治学部刑事学科学科長、トンワン・ケオピライ最高人民検察院民事監査局商事・家族・少年事件監査部部長、シンタヴォン・ピムチャントポン司法省経済紛争解決センター部長及びニワン・ソムセンシー弁護士会執行委員と、ラオスにおける法制度整備支援の現状、ラオス側の受け止め方、改善点等について意見交換を実施した。

(4) 平成 28 年 11 月 15 日 (火)

ア 国立司法研修所訪問

裁判官・検察官・弁護士等の養成機関である国立司法研修所を訪問し、施設見学をするとともに、研修員が同研修所の研修生に対し、「裁判官の職業倫理」「法務省職員の職業倫理」「職業倫理（検察庁職員・弁護士）」の各テーマで講義を実施した。

イ JICA ラオス事務所訪問

JICA ラオス事務所を訪問し、牧本小枝次長から、同事務所の事業概要の説



長期派遣専門家等との質疑応答の様子



国立司法研修所での講義の様子

明を受けるとともに、ラオスにおける法制度整備支援の実施状況、将来の在り方について意見交換を実施した。

(5) 平成 28 年 11 月 16 日 (水)

ア ビエンチャン首都裁判所訪問

ビエンチャン首都裁判所において、刑事裁判（薬物事件、窃盗事件等）を傍聴した。

イ ラオス国立大学法政治学部訪問

ラオス国立大学法政治学部において、ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ学部長を表敬訪問し、同学部の現状、これまでの日本の法制度整備支援の成果等について説明を受けた上、研修員が同学部の学生らに対し、「日本における三権分立と司法権の独立」「検察の役割、行政権における検察の独立」の各テーマで講義を実施した。

3 国内研修後半

(1) 平成 28 年 11 月 17 日 (木)

資料整理、研修レポート作成

(2) 平成 28 年 11 月 18 日 (金)

ア 総括質疑応答(阪井部長、伊藤副部长、当職ら当部教官)

研修員が本研修の所感等を述べ、阪井部長を始めとする当部職員と質疑応答を実施した。

イ 閉講式

第 4 所感

本研修は、前記研修目的に基づき、研修員 5 名(裁判官出身 1 名、法務事務官 1 名、検事 2 名及び検察事務官 1 名)に対して実施したものであり、国外研修に先立つ国内研修前半において、法制度整備支援の概要、ベトナム及びラオスを始めとする各国における同支援の現状、課題等の講義を集



ラオス国立大学法政治学部にて



統括質疑応答の様子

中の実施し、同支援の基礎知識を持ってもらった上で、ベトナム及びラオスにおいて国外研修を実施し、同支援の現場を直接見聞してもらった。

過去の国際協力人材育成研修の国外研修は、第1回ないし第4回はベトナムで、第5回ないし第7回はカンボジアで実施したが、本研修では、初めてベトナム及びラオスの2カ国で実施した。

ベトナム及びラオスは、政治体制は似ているものの、国民性、風土はもちろんのこと、法制度整備支援の状況も大きく異なることから、2カ国で国外研修を実施したことにより、日程的にはややタイトとなったが、研修員に比較の視点を持ってもらい、同支援に対する理解を深めることができたと思料する。

研修員は、本研修の長期派遣専門家らが、決して押し付けはしないという日本の法制度整備支援の在り方を体現しつつ、忍耐強く、かつ熱意を持って慣れない海外の地で奮闘する姿を目の当たりにし、また、研修員を暖かく迎えてくれたベトナム、ラオスの関係者や、国家を発展させるために自己研鑽に努めている若い学生らと触れ合うこ

とで強い感銘を受け、さらに、国際分野で活躍されている廣澤太郎弁護士から講義を受けたことなどから、将来的に同支援関係の業務に携わることへの意欲を高めるとともに、ベトナム、ラオスという国にも強い興味を持った模様であった。

また、研修員は、各自がそれぞれ具体的な問題意識を持ちつつ、種々の局面で積極的な質問をしたり、研修員同士で議論をしたり、研修時間外にも進んでベトナム、ラオスの社会や文化を理解しようと努めるなど、本研修に積極的に取り組んでいた。

過去7回の国際人材育成研修の研修員がその後当部に合計6名配属されるなど、同研修は着実に成果を上げているものと思料されるが、本研修が法制度整備支援の更なる発展の一助となれば幸いである。

第5 添付資料

- 1 日程表
- 2 研修員名簿
- 3 研修員による研修報告5通

平成28年度国際協力人材育成研修日程表

添付資料 1

月 日	午前	12:00	午後	18:00	備考	
11 / 7	16:00 法務総合研究所大阪支所寮入寮				大阪泊	
11 / 8	9:45 研修員 挨拶 部長室ほか	10:00 講義「法務省による法制度整備支援の概要」 国際協力部教官（担当教官） 国際協力部4階セミナー室	13:00 講義「各国法制度整備支援の概要」 国際協力部4階セミナー室		大阪泊	
11 / 9	9:45 講義「法務省職員の国際業 務と 法整備支援」 国際協力部長 国際協力部4階セミナー室	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」 国際協力部副部長 国際協力部4階セミナー室	13:15 講義「国際 協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部 4階セミナー室	14:10 講義「各国 法整備支援の概 要」 国際協力部教官 （担当教官） 国際協力部 4階セミナー室	15:00 海外研修オリエンテーション 国際協力専門官（担当専門官） 国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11 / 10	関空空港発 ハノイ着 日本（大阪）10:30発 ベトナム（ハノイ）13:30着（VN331）				16:30 意見交換 ベトナム長期専門家ほか ベトナムJICAプロジェクト事務所	ハノイ泊
11 / 11	8:00 法廷傍聴	バクニン省裁判所	14:00 最高人民検察院 （SPP）表敬 最高人民検察院	15:00 司法省（MOJ） 表敬 司法省	16:00 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪問 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所	17:00 ハノイ泊
11 / 12	ハノイ発 ビエンチャン着 ベトナム（ハノイ）16:40発 ラオス（ビエンチャン）17:50着（VN2897）				ビエンチャン泊	
11 / 13					ビエンチャン泊	
11 / 14	長期専門家との意見交換 ラオスJICAプロジェクト事務所	WGグループメンバーとの意見交換 ラオスJICAプロジェクト事務所		ラオスJICAプロジェクト事務所	ビエンチャン泊	
11 / 15	8:00 国立司法研修所訪問 講義・意見交換	国立司法研修所		16:00 17:00 JICAラオス事務所訪問 JICAラオス事務所	ビエンチャン泊	
11 / 16	8:30 ビエンチャン首都裁判所訪問 ビエンチャン首都裁判所	13:30 ラオス国立大学法政治学部訪問 講義・意見交換 ラオス国立大学	16:30	ラオス（ビエンチャン）20:00発 ベトナム（ハノイ）21:00着（VN920）	機内泊	
11 / 17	ベトナム（ハノイ）00:40発 日本 （大阪）6:40着（VN330）	資料整理・レポート作成			大阪泊	
11 / 18	9:45 レポート発表・総括質疑応答 国際協力部4階セミナー室	13:15 閉講式 国際協力部4階セミナー室	原庁へ			

平成28年度国際協力人材育成研修員名簿

List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

添付資料 2

1	大谷 智彦
	Mr. OTANI Tomohiko
	法務省民事局付 Government Attorney, Civil Affairs Bureau
2	手塚 久美子
	Ms. TETSUKA Kumiko
	法務省民事局民事第二課係長(法規係担当) Civil Affairs Second Division Chief (in charge of Legislation Section), Civil Affairs Bureau
3	村田 邦行
	Mr. MURATA Kuniyuki
	静岡地方検察庁沼津支部検事 Prosecutor, Numazu Branch, Shizuoka District Public Prosecutors Office
4	氷室 隼人
	Mr. HIMURO Hayato
	大阪地方検察庁検事 Prosecutor, Osaka District Public Prosecutors Office
5	小南 安生
	Mr. KOMINAMI Yasuo
	福岡高等検察庁検察事務官 Public Prosecutor's Assistant Officer, Fukuoka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 石田 正範 (ISHIDA Masanori)

国際協力専門官/Administrative Staff 稲本 実穂 (INAMOTO Miho)

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付

大谷 智彦

第 1 はじめに

私は、平成 28 年 11 月 7 日から同月 18 日までの約 10 日間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加し、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国における法制度整備支援の活動の現場を直接見聞する機会を得たので、これについて報告したい。

第 2 我が国の実施する法制度整備支援（法務省関与）の概要等

我が国における国家活動としての法制度整備支援は、独立行政法人国際協力機構（JICA）による政府開発援助（ODA）のうち、二国間の技術協力事業の一端として実施されており、同事業は、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の三つを主要な内容とするが、とりわけ、法務省が関与する法制度整備支援の場合には、検察官や裁判官を長期派遣専門家として支援対象国に派遣して現地で活動させるほか、現地の実施機関（カウンターパート）の職員等を本邦に受け入れて ICD による研修を実施するなどの複数の事業の組合せである「技術協力プロジェクト」の形で実施されることが一般である。本研修では、このうち長期派遣専門家の現地での活動につき理解を深めることが主な目的とされていた。

現地でどのような支援が具体的に行われているかは、それぞれの対象国での問題点やカウンターパートの要望によって区々であるところ、本研修においてベトナム及びラオスの 2 か国を訪れることができたのは、両国で行われている法制度整備支援の実態を比較検討することができ、その本質的な部分を掴むヒントとなった点で非常に恵まれていたと思う。

第 3 ベトナム及びラオスについて

まず、本研修で訪れたベトナム及びラオスの 2 か国について、その国政、プロジェクトの在り方、問題点などに関する特徴や所感を簡単に述べたい。

1 ベトナムについて

ベトナム共産党の一党独裁制の政治体制が敷かれ、その統治機構は、国権の最高機関である国会の下に政府、大統領（国家主席）、最高人民裁判所及び最高人民検察院が位置し、政府の下に各省庁が位置する構造となっており、我が国の三権分立の構造とは大きく異なる。

ベトナムでのプロジェクトの実施態勢については、カウンターパートとなる首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会がそれぞれでワークショップを行い（後記のラオスのように機関同士の横のつながりや連携は図られていない模様であった。）、各カウンターパートを担当する長期派遣専門家が中心になってこれらのワークショップなどに参加し、適宜必要な意見を述べていく、というのが基本的な活動内容であった。例えば、検察官出身の長期派遣専門家が、最高人民検察院が実施するワークショップを主に担当するといった形である（本研修当時、検察官出身者 2 名、裁判官出身者 1 名及び弁護士出身者 1 名の長期派遣専門家が派遣）。長期派遣専門家によれば、ワークショップでの同専門家の関与は必要最小限とし、カウンターパートの主体性を最大限尊重することによって、現地の実情や要望に沿った法制度となるよう促し、また、カウンターパート職員自体の能力を底上げさせるように意を払っているとのことであった。このような取組の仕方について、現地のカウンターパートは、ベトナム側のニーズに合致するものであると高

く評価していた。

現在ベトナムで行われている支援は、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」であり、1996年（平成8年）に開始されたJICAによるプロジェクトとしては六つ目に当たる。現行プロジェクトは、2015年（平成27年）4月から2020年（平成32年）3月までの5年間をプロジェクト期間とし、同プロジェクトの目標としては、従前からの法令整備や法律家の能力強化に加え、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図ることが掲げられている。我が国の法制度整備支援の歴史は、ベトナムでの支援から始まっており、ベトナムではこれまでも法令整備が相当程度進むなどの成果があがってきたところである。しかし、まだ問題点も多いようであり、例えば、2016年（平成28年）7月1日に施行予定であった新刑法については、多数の単純ミスが発見されたことによりその前日の同年6月30日に急遽施行延期が発表され、現在に至るまで施行の目処がたっていない状況にあるなど、法案の提出前に行われる司法省による事前審査では、時間制限の関係等から十分な審査がなされているとはいえないようである。これに対し、我が国では、内閣が提出する法律案については、所管省庁による起草後、内閣の補佐機関である内閣法制局による厳格な審査を受け（ほかに国会議員や両議院の委員会が提出する法律案があるが、これらについても議院法制局による審査を受ける。）、憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性に加え、立案の意図が法文の上に正確に表現されているか、条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、用字・用語に誤りがないかなどに至るまで精査を受けるほか、更に与党による審査も通過しない限り、国会へ提出されない仕組みとなっており、国会審議の過程で大幅に法律案が修正されることはほとんどない。もちろん制度である以上善し悪しがあるところだが、上記のとおり法令相互の整合性を高めていくというプロ

ジェクトの目標の下では、我が国が採用するような強力な事前審査の仕組みがないことは不利な点であると感じ、同時に、私の所属する民事局における執務で最も頭を悩ませ時間を要する法制局対応（事前審査）が、日本での立法作用にとっていかに重要なものであるかを改めて認識したところであった。

ちなみに首都ハノイの町を歩いてみると、道路の幅一杯に2、3人乗りのバイクがひしめきあっており、逆走する者も散見され、道路ではクラクションが鳴り止まない状態で（もっとも、どちらかというと自分はここにいるので気を付けてほしいというアピールのためにクラクションを鳴らしているように感じた。）、雑然としていたが、入り組んだ路地の中まで商店が立ち並んでいて、日本にはない活気に満ちていた。他方、傍聴をした刑事訴訟手続では、検察官が裁判官と同じ壇上にいる中で手続が進むなど職権主義的であり、裁判官が被告人の回答を遮り気味に質問をしていたことなどからは、幾分威圧的な印象を受けた。

2 ラオスについて

ベトナムと同様にラオス人民革命党の単独独裁制であり、統治機構も、国会の下に国家主席、最高人民裁判所及び最高人民検察院が位置し、国家主席の下に首相及び政府（各省庁）が位置するなど、ベトナムに似た構造となっている。

ラオスでのプロジェクトでは、四つに分けられたサブワーキンググループ（SWG）の活動が中心となるが、ベトナムと異なり、各SWGにカウンターパートとなる司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学からそれぞれの担当者が参加し、機関同士が連携しながら作業が進められていた。これは、法制度の実務、理論及び教育を担当する機関同士がその距離を近付けることで、相互の理解を高め、よりよい制度構築を志向する発想のもとに行われているとのことである。長期派遣専門家（本研修当時、検察官出身者1名及び弁護士出身者3名）が、それぞれ担当するSWGの活動に参

加し、適宜必要な意見を述べていく点は、ベトナムと同様である。

現在、ラオスで行われている支援は、「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」であり、JICAによるプロジェクトとしては三つ目に当たる。プロジェクト期間は、2014年（平成26年）7月から2018年（平成30年）7月までの4年間で、同プロジェクトの目標としては、各カウンターパートの、法令の起草、法令の運用・執行、法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修、法令の普及・理解の促進の改善に取り組む能力の向上が掲げられている。このような目標設定は、ラオスにおける根本的な問題点と密接に関係しているとのことであった。すなわち、ラオスにおいては、そもそも法的思考というものがあまり根付いておらず、またその教材も乏しい為、法的な議論をする際の土台が十分でないことが重大な問題点とされているようであった。これは、従前は紛争解決手段として村長等の地域の長による調停が主流であったことや、確定した裁判所による判決についても国会の影響下でその判断が覆りうるなど、ラオスではその歴史、文化、宗教観等を背景として訴訟についての信頼性に欠ける風潮がある点が主な原因と考えられるようであった。その結果、SWGでの作業においても、各々が共通の体系に則らずに思ったことをそのまま話すなどして議論がかみ合わないことがままあることに加え、公務員に対する待遇が悪いこともあり（本研修時も、公務員給与の一部が2か月間遅延していたということであった。）、その職業意識が全体的に低く、SWGへの参加に積極的でない者もいたことから、長期派遣専門家は、支援開始当初、そもそもどのようにしてSWGの活動に参加させるかといったことで頭を悩ませていたということであった。

なお、ラオスの首都ビエンチャンでは、ベトナムと同様バイクが非常に多かったが、道路でクラクションが鳴ることはほとんどない。現地の人によれば、ラオス人はクラクション

を鳴らすなどして争いごとになることを好まないということであった。また、傍聴した刑事事件においても、ベトナム同様職権主義的な進行ではあったが、終始落ち着いた雰囲気ですべてが進められ（閉廷後、警察官が被告人に手錠を渡し、被告人が自分で手錠をするなどの光景すら見られた。）、総じて穏やかな国民性であることが感じられたが、他面で、職業意識の低さは法廷での警察官や空港での職員の態度等にも見て取ることができた。

3 雑感

このように、両国は似ているようであって、全く異なる国風であると言えるが、共通する点としては、未だ一般市民の間に法の支配の考え方が浸透しているとはいえ、法律を使うのは限られた人々だけ（大学に行ける程度の富裕層が中心ではないかと思われる。）という、どこか他人事のような認識なのだろうと感じられたことである。

しかし、ベトナムでもラオスでも、法律家や法律家を志す人たちの中にも向上心の強い者はたくさんおり、短い滞在期間ではあったが、その熱意がよく伝わってきた。例えば、ラオスで午前中に法廷傍聴と簡単な意見交換をさせてもらった裁判体の裁判官が、その日の午後に行われた研修員によるラオス国立大学での講義に参加し、鋭い質問を投げかけてくださったことがあった。同裁判官は同大学の修士課程に通っているということであり、法律家になった後にも積極的に自己研鑽を積んでいる姿勢については、むしろこちらの方が見習わなくてはならないと感じた。

第4 我が国の法制度整備支援についての印象

本研修を通じて、法制度整備支援とはどのようなものかを考えてみたとき、次の3点については従来の私の認識と大きく異なり、大変印象に残った。

一つ目は、我が国の法制度整備支援の対象の広さである。

平成 25 年 5 月に策定された法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）によれば、我が国の同支援においては、例えば民法の起草など基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこととされているが、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ、対象国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行うことが特長であるとされている。例えば、前記のとおり、法令自体の整備が相当程度進んでいるベトナムでは、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上がプロジェクトの目標に掲げられており、ラオスにおいても、刑事訴訟法のハンドブックなどのプロジェクト成果物の普及活動や平成 27 年 1 月から設置された国立司法研修所で行われている法曹養成制度に関するカリキュラムの作成、教授方法改善や教材開発などがプロジェクトの活動内容に掲げられている。欧米諸国による法制度整備支援と比較しても、我が国のように法令作成後の運用や法曹の人材育成までに携わることは特徴的である。

しかし、我が国の法制度整備支援の対象はこれだけに留まらないのではないかと感じた。というのも、本研修において、私たちはカウンターパート職員に直接話を伺う機会を得たが、うまく議論がかみ合わず、自分の聞きたいことを聞き出すことができないことがあった。これは私が現地の法制度等を十分理解できていなかったことが一番の原因であるものの、このことをラオスの長期派遣専門家に話すと、そのようなことは何年も現地に居住して法制度整備支援の実務に携わり、現地の文化にも十分に触れ、ラオス側関係者との信頼関係を作ってきた自分も今でも感じることであり、そのような部分が法制度整備支援の一番難しいところであるとのコメントを頂いた。すなわち、例えば法令の運用等を議論する際に、カウンターパート職員としては、現地の文化、歴史、宗教や

慣習を前提に、どのようにしていきたいのかという考え自体はあるものの、前記のとおり、ラオスでは、未だ法的思考が十分に根付いておらず、法的な事項が普段の生活から距離のある概念であることもあって、法的な能力以前の問題として、そのような考えをうまく言葉として表現することができないことがあり、非常に歯がゆく思っているため、長期派遣専門家としてはそこから何とか手伝えることができないか模索しているということであった。このように、長期派遣専門家は、法律の起草や、運用面の改善などのアドバイスをする以前に、カウンターパート職員が自分たちの言葉に還元することのできない価値判断や道徳的な考え方について、自分たちで言葉にしていくところから寄り添って手助けをしていた。そうだとすると、我が国の法制度整備支援とは、法律の起草や運営面の改善だけを対象とするのではなく、そもそもどのように改善したいのかという非常に根本的な部分まで、寄り添いながら一緒に考えるというようなことも含む、非常に対象範囲の広いものであると感じた。

二つ目は、我が国の法制度整備支援については、成果に至るまでのプロセスを非常に重視しているということである。

前記基本方針によれば、我が国の法制度整備支援は、我が国の経験・知見を踏まえつつも、対象国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重することが特長として挙げられ、対象国に寄り添った形での支援をすることが求められているが、一方で、JICAによる支援も事業として行われている以上、成果が求められるのは当然のことであるから、長期派遣専門家としてはある程度成果を出すことを優先せざるを得ないのではないかとと思われるところである。しかし、いずれの国の長期派遣専門家も、決して無理に成果を急ごうとはしていなかった。例えば、ベトナムであれば、前記のとおり統治機構の構造の関係で、カウンターパートの起草した法案が国会へ提出された後、国会審議の末に大幅に修正されることが珍しくないと言われており、長期派遣専門家の関与の

下、整合性のある法案を提出したにもかかわらず、結果として草案が保っていた整合性が失われることになることもあるという。懸命にカウンターパートに寄り添った長期派遣専門家の努力が無駄になってしまうのではないかと感じたが、同専門家は、成立した法案が少しでも他の法令との不整合を解消することになれば、整合性を保つ目的でのカウンターパートの起草能力の向上につながるし、結果としても、整合的な法制度に一步近づいたことになるかと仰っていた。また、ラオスのSWGでの作業についても、長期派遣専門家は、議論がかみ合わずに空転してしまうことが未だに多いものの、たまに議論がかみ合った場合を尊重して、一步でも前に進めばそれが成果につながるといって前向きに捉えていた。このように、ベトナムとラオスで行われている支援の内容は全く異なるものの、対象国に寄り添い、その上でカウンターパートの行ったプロセスに注目して評価し、成果につなげていく点ではむしろ共通しており、この点も我が国の法制度整備支援の特長であると感じた。

三つ目は、我が国の法制度整備支援に携わるには、法曹としての能力だけでは不十分であるということである。

本研修中、カウンターパート職員に対して長期派遣専門家への要望があるのか聞いたところ、作業の期限を守らなかった者に対しては、内心腹を立てているのだろうが、優しく接してくれているので、そのような場合にはもっと自分たちに厳しくてもよいとの発言があった。

これに対して、長期派遣専門家は、「そうは言うものの、仮に厳しくしてみても何か良くなるのか分からないし、逆に人間関係が壊れるのが怖い。むしろ、作業を期限までにやってこなかったことについて、こちらが腹を立てているのかもしれないというように現地のメンバーが推察してくれるようになったことが、人間関係を構築できてきた証拠だし、これも広い意味での成果の一つではないか。」ということを別の席で語ってくださった。

本研修で出会った長期派遣専門家は、いずれも

明るく楽しそうに私たちに様々なことを説明してくださったが、このような話を聞くなどして法制度整備支援の現地での実態を見聞すると、実際には、JICAとの関係、予算の制限、現地で活動するあらゆる面における通訳の問題、プロジェクト事務所内の人間関係、カウンターパートとの人間関係、ICDとの関係性など、非常に多種多様な制約のもとで、様々な相手と交渉を続けながら、粘り強く、カウンターパートの議論に寄り添い、それでもプロセスを大切にすることを忘れず、成果に向けて一步ずつ前進していく大変な苦勞をされているのだと実感した。日本で何不自由なく執務に専念できる環境とは異なり、我が国の特徴的な法制度整備支援に携わる上でこのような困難な状況においてもパフォーマンスを発揮するためには、法的な素養があるだけでは不十分であり、厳しい制約の下でも、多方面にわたる人間関係等を維持しながら、教育者のように相手の立場に立って粘り強く結果が出るのを待つことのできるような全人的な能力が必要不可欠であると感じた。

第5 小括

以上に述べたように、本研修を通じ、私がそれまで認識していた法制度整備支援の在り方と実際の在り方というのはかなり乖離したものであることが理解できたが、これは本当に最低限度の収穫であり、本研修のカリキュラムの密度からすれば事前の準備次第でより本質的なところに迫れたのではないかと思うところがあった。振り返ると、私は、ロースクールの講義でも法制度整備支援の話を受講し、司法修習の卒業旅行でマレーシアに行った際も友人の紹介でJICAの支援活動を見てきた。任官後も、ベトナムでの長期派遣専門家の経験がある裁判官の隣の席と一緒に執務をし、民事局でも法制度整備支援関係の仕事に関与するなど、いくらでも同支援との接点があり、その時々でももう少し積極的なアクションを起こしていれば本研修による成果も違ったものになっていたのではないか。このような話を長期派遣専門家にしたところ、その気付きが大切なのであり、本研修を

よいきっかけとして同支援への理解を深めていけばいいのではないかとアドバイスを頂いた。こうして、私もこれから一歩ずつ法制度整備支援についての理解を深めていく決意をした次第である。

第6 終わりに

本研修を通じて、法制度整備支援についての理解が深まったこともさることながら、今まで訪れたことのない地の生活、文化や歴史などに触れ、本当に様々なことを経験することができ、これまでドメスティックな環境の下で仕事をしてきた私にとっては、今までにない視座を獲得することが

できたと感じている。ICDや現地の長期派遣専門家、通訳の皆さんからの細かい面まで配慮が行き届いた御協力や、バックグラウンドの異なる研修員同士でした忌憚のない意見交換がなければ、このような成果をあげることができなかったと思われる。とりわけ、本研修に同行してくださった石田正範教官及び稲本実穂専門官には、至る所でフォローをしていただいた。研修員全員が健康を維持しながら、無事に満足のいく成果を持ち帰ることができたのは、両名の気配り及び人間性のおかげとあって過言ではないと思う。ここに皆様への心からの感謝の意を表して、私の報告を終わらせたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局民事第二課係長

手塚 久美子

第 1 はじめに

平成 28 年 11 月 7 日から同月 18 日までの間、法務総合研究所国際協力部が実施する「平成 28 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、国際協力部における国内研修に加え、国外研修として法制度整備支援の相手国を訪問し、プロジェクトの実務等を直接見聞するところにその特徴があるといえるが、これまでの国外研修が 1 か国で行われていたのに対し、本研修では、ベトナム及びラオスの 2 か国を訪問することができた。

本報告では、国内研修及び国外研修の概要並びに私の所感を報告する。

第 2 国内研修等

大阪の国際協力部において、実際に法制度整備支援に携っている教官や専門官から、日本の同支援の歴史や特徴、本研修の訪問先であるベトナムやラオスを含む各国における同支援の実績や現在進行中のプロジェクト、国際協力部の業務内容等について講義を受け、同支援に関する基本的な知識を身につけた上で、国外研修に臨むことができた。

また、副部長からは、御自身の経験を踏まえた長期派遣専門家の業務等に関する講義をしていただき、部長からは、法制度整備支援の在り方等について講義をしていただいた。部長の講義においては、法制度整備支援を、「法制度」「整備」「支援」の要素ごとに検討する視点を御教示いただき、その後の国外研修において見聞した様々な事柄を整理・検討するに当たり大変参考になった。

第 3 国外研修について

1 ベトナムへの訪問

国外研修として、まず、ベトナムを訪れ、JICAプロジェクト事務所において、川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、ベトナム法の特徴等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

ベトナムにおける現プロジェクトでは、新たな目標の一つに、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を掲げ、これに向けた各種取組を行っていくとのことであった。しかし、一言で法令相互の不整合を抑制し、是正していくといっても、ベトナムには、下位法令も含めると 10 万以上もの法令が存在し、その上、日本のような法令検索システムも存在しないというように、日本ではほぼ生じ得ないことが、日本とは全く異なる環境下で生じるわけであり、このような点一つとっても、現地における法制度整備支援の困難性が見て取れた。

このほか、現プロジェクトの支援対象機関である最高人民検察院及び司法省に対する表敬訪問を行い、最高人民検察院においては関係部局の局長から、司法省においては関係部局の副局長から、日本がこれまでベトナムに対して行ってきた法制度整備支援に対する所感等について、直接話を聞くことができた。いずれの幹部からも、日本の法制度整備支援、特に、長期派遣専門家の柔軟かつきめ細やかな対応に対し、一様に強い感謝の意が示されていたのが印象的だった。また、今後の支援への強い期待も示されており、日本の法制度整備支援への期待や信頼の高さや、同支援が現地の関係機関との良好

な関係の下に進められていることをうかがい知ることができた。

また、西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を訪問し、ベトナムで活動されている廣澤太郎弁護士から、弁護士や日本企業から見たベトナム法分野の課題や法制度整備支援への要望等について話を伺った。法制度整備支援の直接の当事者ではなく、ベトナムの司法・行政制度の利用者という第三者的立場からの意見は、同支援の成果や課題を客観的に知る上で貴重なものであり、また、廣澤弁護士の指摘はいずれも現実にまだ根深く残る問題を的確に捉えたものであって、同支援についてより深く理解する上で非常に参考になるものであった。

上記のほか、ベトナムでは、バクニン省の裁判所において裁判を傍聴したが、日本の裁判との相違点（刑事事件と民事事件が同一の裁判で行われることなど）や、ベトナムの歴史から派生する特殊性（被告がかつて軍人として国に寄与したことが、情状の一つとして斟酌され得ることなど）がよく分かり、興味深かった。

2 ラオスへの訪問

ラオスでも、JICAプロジェクト事務所を訪問し、須田大長期派遣専門家を始めとする長期派遣専門家の方々と意見交換した。

ラオスの法制度整備支援の特徴の一つに、各サブワーキンググループ（SWG）が、支援対象機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の各機関の職員が混在する形で構成されていることが挙げられる。これにより、様々な観点からの意見が反映できたり、各論点に関する関係機関の共通理解が図られるほか、通常業務においても、これまで以上に各機関の連携が強化されるという副次的な効果も発生しているとのことであった。えてして行政機構は縦割りに陥りがちではあるが、異なる機関が合同して進めていける体制は、非常に望ましく、素晴らしいことであると感じた。実際、その後に行われたSWGメンバーとの意見交換の場においても、上記の点はメンバーか

ら利点として挙げられており、また、その際に垣間見れるメンバー間の言動等からも、各機関のメンバーの意思疎通が非常に円滑に行われているとの印象を受けた。

その意見交換の場においては、今後日本による法制度整備支援に求めることとして、法律に加え、実務面への助言（例えば、捜査の段階などにおいて、法律に書いていないことが生じた場合に、日本においてはどのように対応しているかなど。）もぜひ実施してほしいという意見や、日本の実務がどういったものになっているかもっと知りたいといった意見や、現在、プロジェクトが扱っている刑事訴訟法や民法等のほかにもラオスには問題のある法律がまだまだあり、それらの法律についてもSWGを作って検討してほしいといった意見が挙がった。これらの意見から、ラオスにおいても、日本の法制度整備支援や長期派遣専門家への期待や信頼が非常に大きいこと、また、日本の法制度や実務そのものに対し強い信頼があることが感じとれた。

このほか、ラオスにおける研修で特筆すべきこととしては、国立司法研修所及びラオス国立大学において、前者では修習生に対し、「法務省職員の職業倫理」というテーマで、後者では学部生や院生等に対し、「日本における三権分立と司法権の独立」というテーマで、私たち研修員による講義をそれぞれ実施した。講義はいずれも、研修員が日本語で講義し、通訳者を介してラオス語で相手方に伝える形であったが、よく言われるように、自分で理解するということと、実際に人に教える（講義する）こととは別次元のものであり、人に教える、伝えるということの難しさを実感した。また、修習生や学生からの質問には、各制度の趣旨や経緯等について深く理解していなければ答えることが難しいものもあり、改めて自国の法や制度について深く理解することの必要性、重要性について認識する機会となった。

第4 所感

以下、本研修を通じての法制度整備支援全般に関する所感を、要素ごとに整理して記載することとしたい。

1 「法制度」：支援対象分野の拡大可能性

法制度整備支援には、支援が進むほどまた新たな課題が生じるという一面があるといえるが、各国から支援を求められる法制度の領域や規模についても、法制度整備支援の進展や相手国の情勢等に応じて拡大したり変容していくことが考えられる。例えば、ベトナムにおいては、支援開始当初は民法や民事訴訟法といった基本法の起草支援が中心だったが、2015年（平成27年）11月24日に制定された新たな民法典を踏まえ、同国においては現在、不動産、動産、担保その他に関する登記を広く対象とする財産登録法の立案等に向けた検討が行われており、同法の制定に向けた支援が求められている状況にある。また、ラオスについてもみて、前述のとおり、SWGのメンバーから、支援対象となる法制度の範囲拡大を求める意見が挙がるなどしており、支援を求める法制度の範囲は、今後拡大し得る可能性があるといえる。このような流れを踏まえると、法制度整備支援の場においても、今後は、様々な法制度を所管する局部課との連携や支援の過程における当該局部課の関与、かつ、単発的ではなくある程度継続的な連携、関与といったものがこれまで以上に必要になるとも思われるところであり、そのような連携、関与の在り方も今後の検討課題の一つではないかと思われる。

また、話は若干逸れるが、このことは、国際協力部という特定の部局の特定の職員だけでなく、局部課において個別の法制度に携る職員や、現場機関等において実務に携る職員にも何らかの形で法制度整備支援の主体となり得る可能性があることを意味するのであり、その意味において、主体的意識を持ち、支援の状況について関心を高めておくことが重要であると思われる。

2 「整備」：法制度の統一的運用、行政能力向上の必要性

ベトナムにおける西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での意見交換の際に、問題点の一つとして、法律と運用との齟齬、具体的には新しい法令の内容が行政窓口で共有されておらず、法令に沿った取扱いを受けられない、運用も地方ごと、担当者ごとに異なるという点が挙げられた。同様の趣旨の指摘は、ラオスにおける意見交換の場においても、今後改善すべき問題点として挙がっていた。

上記のような状況は、日本の行政活動においては「最も避けなければならない」状況の一つといえるものであり、そのような状況を生じさせないよう、様々な手段を講じて、全国的に統一した解釈、運用が行われる体制を築いているといえる。相手国においてそのような状況が生じてしまう原因は、複雑な要因が絡んでいるものと思われるが、主として、意識とスキルの欠如に問題があるようである。まず、意識については、法の支配の意義や重要性についていまだ十分に浸透しておらず、統一的運用が図られていないことについての問題意識が高くないとのことであった。また、意識の欠如ゆえにスキルについても不足しているとのことであった。

これまでの支援により、人材の育成や法の支配についての意識の醸成といったことについては一定程度進んできていると思われるところであり、育った人材が中心となって、自発的に統一のとれた運用が行われていくことが望ましい形であると思われるが、現実的にはなかなかそこまではいくのは難しいようである。育成された人材を中心にどのように司法、行政組織全体として統一的な運用ができる体制づくりをしていくかということも、更なる支援を必要とする重要な課題であると感じた。

なお、運用改善や行政能力の向上という点については、当省の法制度整備支援だけでなくその他の支援プログラムに共通する課題であると考えられるところであり、その点からすると、

運用改善や行政能力向上に向けた、省庁横断的なプログラムについて更に検討が必要なのではないかとも思われる。

3 「支援」

(1) 支援の評価困難性

法制度整備支援は、その性質上、定量的評価になじみにくい分野であるといわれるが、本研修を経る中でもその点を強く実感することとなった。例えば、ラオスにおいて支援の一環として作成されている刑事訴訟法関連の実務ハンドブック一つをとってみても、完成物としてできあがるのは「ハンドブック」という一資料であったとしても、その完成に至るまでには、本邦研修や現地SWGでの議論など、可視化しにくいものの、日本の法制度整備支援の目的である相手国の主体性の尊重や、人材育成といった点からは欠くことのできない、長きにわたるプロセスが存在している。

また、前述した法の支配についての意識の醸成や、運用面の改善といったことも、重要である一方、可視化や数値化が非常に難しいといえる。相手国にきめ細かく寄りそうほど、評価の面において立場を窮することにもなりかねず、他方で、可視化や数値化を重視し過ぎれば、相手国が本当に求めていることとの乖離や、法制度の適正な運用、統一的な運用の欠如といった事態にもなりかねない。対立する要請の中で、どのように支援を進めていくかということも法制度整備支援の最も難しい部分の一つであると思われる。

(2) 通訳者の育成・確保の必要性

この点も、本研修を通じて関心を持ったことの一つであるので触れておきたい。

法制度整備支援は、人が人に対して教え、伝えることにより成り立つものであり、そこでは常に「言葉」が存在することになり、日本語から現地語への変換というプロセスが必要になる。この点、長期派遣専門家の方々も自助努力の下に現地語を身につけられ、コ

ミュニケーションを取っているのは言うまでもないが、膨大な量の言葉が飛び交う会議等の場においては、言葉の専門家である通訳者が必要になってくる。そして、その通訳者には、時に日本語としても難解な、様々な法律用語、専門用語が飛び交う法制度整備支援の場において、瞬時に内容を理解し、適切な言葉に置き換え（日本語の言葉にぴったり当てはまるものが相手国の言葉にあるとは限らない。）、伝えるという非常に高い能力が求められることになるのである。そのような人材を確保することがいかに大変かということは想像に難くないが、そういった人材に関与してもらうことができるかどうか、支援の行く末を大きく左右することになるのではないかとと思われる。

私たち研修員も、例えば、ラオスにおけるSWGメンバーとの意見交換、国立司法研修所及びラオス国立大学での講義の場において、現地語と日本語との翻訳が必要となり、その際にラオス人の男性通訳者についてももらったが、意見交換や講義が円滑に進んだのは彼のおかげであるともいえる。日本の大学で法律学を学び、法的素養をも備えていた彼は、いきおい長くなりがちな私たち研修員の日本語を的確に理解して伝え、また現地の人々からの質問についても、質問そのものを訳して伝えるだけでなく、時にはその趣旨や背景までも説明してくれることで、不足する理解を助けてくれた。

通訳者の存在というのは、法制度整備支援の場において非常に重要である一方、その育成や人材についての情報共有のツールといったものがまだ十分でないのではないかとと思われる。層の厚い通訳者を育成・確保する方策や、そのような人材についての情報を全省的に共有できるツールといったものも、今後必要になってくるのではないかと考える。

第5 終わりに

以上、思いつくままに所感を書き連ねる報告となってしまうが、その内容の当否は別として、本研修が、それまで法制度整備支援にほとんど縁のなかった者に、多くのことを問いかけ、何らかのことを考えさせるに十分なものであったということについては、少なくとも示すことができたといえるかもしれない。本研修の期間中は自分にとって得がたい経験の連続であり、正に忘れることのできない2週間となった。

これからどのような形で法制度整備支援に関わっていけるか、どれほど寄与できるかは現時点では全く分からないが、仮に直接的に関与できないうとしても、国内外で各国のために尽力されている多くの方がいらっしゃることに思いを馳せ、自分がこの研修で見聞したこと、考えたことを周囲に向け発信していくことによって、微力ながらも

貢献していきたいと思っている。ベトナムとラオスへの思いも強くなった。いつかまた必ず、それぞれの地を訪れたいと思っている。

最後になったが、効果的な研修となるようプログラムを組んでいただき講義等をしていただいた国際協力部の皆様、私たち研修員を温かく向かい入れてくださった長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修を引率してくださった石田教官、稲本専門官、そして、一緒に参加した研修員の皆さんに心から感謝申し上げます。出会った全ての方に、多くの学ぶべき点があり、共に時間を過ごす中でたくさんの事を吸収させていただいた。

また、業務多忙の中、本研修に送り出してくれた民事第二課の皆様にも感謝申し上げます、本報告を終えることとしたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

静岡地方検察庁沼津支部検事

村 田 邦 行

第 1 はじめに

私は、法務総合研究所国際協力部並びにベトナム及びラオスで実施された平成 28 年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

法制度整備支援活動に関心を持っていた私にとって、同活動の現場を直接見聞することができたことは大変貴重で得難い経験となった。

第 2 本研修を通じての所感等

ここでは、「法制度整備支援活動に関する知識の獲得」、「法制度整備支援活動の一端の現地での見聞」及び「複数国訪問による多角的理解」という 3 つの観点から、本研修で有意義とあると感じた点や印象に残った点等について述べることにする。

1 法制度整備支援活動に関する知識の獲得

率直に申し上げますと、本研修に参加する以前まで、法制度整備支援活動に関心こそあったものの、同活動については「開発途上国の法律の作成を手伝うもの」という、はなはだ漠然とした理解しか有していなかった。

しかしながら、本研修を通じて、法制度整備支援活動に関する知識を得ることができ、本研修を終えた現在では、同活動に対するこれまでの概念が変わったとも考えている。

具体的には、国内及び国外における本研修を通じて、法制度整備支援活動といってもその支援活動の内容や支援活動の体制は、各支援対象国によって様々であり、「開発途上国の法律の作成を手伝うもの」といった言葉で片付けることは到底できないものであるということを強く感じた。

(1) 支援活動の内容

ア 例えば、法律起草支援といっても、当

該対象法律についていうと、ベトナムでは知的財産権法その他の経済法が中心であるのに対し、ラオスでは民法その他の基本法が中心であるといった違いがあった。

イ また、支援活動の内容として、法律起草だけでなく、法曹の育成が含まれていることも印象的であった。

すなわち、支援活動においては、「法律を作る」ことの支援だけでなく、「具体的な事案において、作った法律を使って（当該事案の解決に必要な法律を選別し、当該法律の解釈及び当てはめを行って）問題を解決する力や、作った法律を経済状況その他の必要に応じて自ら改正する力を身につけた人材を育成する」ための支援も行われていた。

具体的には、例えば、現在、ラオスで実施されている「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 2）」では、プロジェクトの目標として、法務及び司法機関、法学教育機関並びにその職員及び教員に関する、①法令の起草、②法令の運用及び執行、③法学教育、法曹養成研修及び継続的実務研修、④法令の普及及び理解の促進の改善に取り組む能力の向上が掲げられている。

このように、ツールである法律の起草という短期的又は局所的な、いわば「点」としての支援にとどまらず、その法律を使うリソースである人材の継続的育成という長期的又は継続的な、いわば「線」としての支援も行われているのだということを実感した次第である。

(2) 支援活動の体制

本研修中に訪問したベトナム及びラオスでは、支援活動の体制について、関係機関の関与の仕方等に違いがあった。

ア ベトナムでは、現在、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施しているところ、同プロジェクトでは、各支援分野ごとにカウンターパートとなる関係機関が決まっており、当該分野を担当する長期派遣専門家が当該関係機関の担当者とともに活動している。

具体的には、ベトナムにおいてカウンターパートとなる関係機関としては、首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会があるところ、例えば、刑事訴訟法の起草については、最高人民検察院がカウンターパートとなっており、検事出身の塚部貴子長期派遣専門家が同院の担当者とともに活動している。

このように、各支援分野が関係機関ごとにならば「縦割り」となっているため、関係機関相互の連携は必ずしも十分ではないようであるが、この点は、チーフアドバイザーである川西一長期派遣専門家が各関係機関と横断的に接触を図ることなどによって対応しているとのことであった。

イ 他方、ラオスでは、現在、前記「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」を実施しているところ、同プロジェクトでは、ワーキンググループの中に各支援分野ごとにサブ・ワーキング・グループ（SWG）があり、この各SWGに各関係機関の担当者が参加し、各SWGではこれら各関係機関の担当者が共同で活動を行っていた。

具体的には、ラオスにおいてカウンターパートとなる関係機関としては、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学があり、他方、SW

Gとしては、民法典SWG、民事経済関連法SWG、刑事関連法SWG及び教育・研修改善SWGがあるところ、各SWGには、それぞれ、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の担当者等が参加している。

このように、各支援分野の活動が各関係機関を横断して行われているため、各関係機関相互の連携がうまくいっているとのことであった（後記のとおり、SWGに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の担当者と直接意見交換する機会があったが、各担当者の関係は良好なものと感じられた。）。

2 法制度整備支援活動の一端の現地での見聞
個人的には、本研修の最も有意義な点は、この点であると思われる。

すなわち、法制度整備支援活動の一端を現地で直接見聞できるというのは、同活動に携わることがを希望する職員にとって、大変貴重な経験であり、私自身、本研修を通じてこのことを実感した。

(1) ベトナム及びラオスにおける長期派遣専門家との意見交換等では、法制度整備支援活動のやりがいでだけでなく、ご苦労されていることなども含め、率直なお話を直接うかがうことができた。

一例を挙げると、ベトナム及びラオスは、前者はベトナム共産党の、後者はラオス人民革命党のいずれも一党支配体制であり、政府等職員の業務は党に管理されていることなどから、法制度整備支援活動に係るプロジェクトに関係する関係機関職員の中には、自国の法制度に関する問題に対して、当事者意識を持って自分自身の問題として考えることができない者もあり、プロジェクトを円滑に進められない場面があるとのことであった。

(2) また、JICAプロジェクト事務所のほか、現地の生活風景を直に見ることによっ

て、長期派遣専門家として派遣された場合にどのような生活を送るのかについて、具体的なイメージを持つこともできた。

- (3) さらに、本研修では、ラオスの前記「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」においてSWGに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の各担当者との意見交換や、ラオスの国立司法研修所及び国立大学での日本の法曹倫理や三権分立等に関する講義等といった大変貴重な経験をさせていただく機会も得た。

ア SWGに参加する関係機関の担当者との意見交換では、各担当者から、これまでの日本の支援に対する感謝の言葉とともに、他国の支援に比して日本の支援が素晴らしい点は「支援の継続性、一貫性」である旨の発言があったほか、須田大長期派遣専門家をはじめとするJICAプロジェクト事務所職員との間で良好な信頼関係が築かれていることがうかがわれた。

日本の法制度整備支援活動に対して肯定的な評価をいただいたことは、我が事のように嬉しく感じ、また、良好な信頼関係が築かれていることは、現在の長期派遣専門家は勿論のこと、歴代の長期派遣専門家も含めた多数の方々のおかげで努力の賜物なのだということを感じた。

その他、意見交換に参加した各担当者がそれぞれ所属機関を異にするにもかかわらずお互い打ち解けた雰囲気であったことが印象的であり、これは、ラオスにおける支援活動の体制が、前記のとおり、各支援分野ごとのSWG活動に各関係機関の担当者が参加しており、関係機関相互の連携がうまくいっているためなのだろうと感じた。

イ 国立司法研修所及び国立大学での講義は、法制度や政治体制の異なる外国の方に日本の法律や法制度を伝えることの難

しさを実感するとともに、自分自身の日本の法律や法制度に対する知識や理解が不十分であることを痛感させられるものであった。

私は、国立大学での大学生や大学院生等に対する講義において、「三権分立と検察の独立」というテーマを担当し、日本で検察の独立の必要性や重要性を説明したが、それらの背景には議院内閣制や複数政党制（そして、これら制度に起因する検察権に対する不当な政治的影響の可能性）等といった日本の政治体制が存在するところ、前記のとおり、ラオスの政治体制は一党支配体制であり、また、検察や裁判所は国民議会の下に置かれているというように、日本の政治体制と大きく異なっている。

講義では、このような差異を踏まえ、日本の政治体制等の説明も可能な限り行ったが、どこまで理解してもらうことができたかははなはだ心許ないところである（それでも、参加者は皆、真剣に話を聞き、熱心に質問もしてくれており、その向学心は私も見習わなければならないと感じた。）。

また、三権分立との関係では、参加者から、日本の裁判官に対する弾劾裁判所に関して質問（常設か否か、同裁判所の判断に上訴できるかなど）がなされたが、同裁判所の存在やおおよその内容こそ理解していたものの、前記質問に対して即答できるだけの知識を有しておらず、自身の知識不足を実感した。

- (4) その他、ベトナムでは、西村あさひ法務事務所ハノイ事務所を訪問し、同事務所の廣澤太郎弁護士と意見交換を行う機会を得たが、廣澤弁護士からは「ベトナムの法分野における課題は、『法令の整備及び整合性の確保、これらによる予見可能性の確保』『法の支配の確立』である。これら課

題の解決に向け、法整備支援には期待している。」旨の発言がなされた。

現地で日本企業等をクライアントとして活動されており、また、法制度整備支援活動に係るプロジェクトの当事者ではない廣澤弁護士立場から見たベトナムの法制度の現状やその課題等について、直接お話をうかがうことができたのは貴重な経験であった。

3 複数国訪問による多角的理解

(1) 本研修では、ベトナム及びラオスという複数国を訪問させていただいたが、これまでの国際協力人材育成研修での訪問国は1か国であり、複数国訪問は本研修が初めてであるとのことであった。

この点、本研修で複数国を訪問することができたのは、法制度整備支援活動をより多角的に理解するという観点から、非常に有意義なものであったと考えている。

(2) すなわち、ベトナムとラオスは、いずれも政治体制等が近く（例えば、前記のとおり、両国とも一党支配体制であり、裁判所及び検察はいずれも国会の下にある。）、両国間の関係も緊密であるが、他方、その国民性、経済状況等の両国の置かれた状況、同状況を踏まえて両国から要請される支援の内容は異なっており、ひいてはこれらの違いが両国における法制度整備支援活動の差異となって現れていた。

そして、このような差異に関する具体的な認識は、ベトナム及びラオスの両国を訪問し、現地で長期派遣専門家や関係機関の担当者との意見交換を行ったり、生活風景を直に見たりしたからこそ、得られたものであるといえる。

(3) 複数国訪問は、法制度整備支援活動をより具体的に理解させるという、国際協力人材育成研修の趣旨にも沿うものであり、今後、同研修に参加する研修員にとっても有益であると思われる。

4 小括

本研修は、支援対象国の訪問その他の国外研修を通じた貴重な経験ができるだけでなく、本稿では触れていない国内研修を通じて全支援対象国に関する支援の概要その他法制度整備支援活動全般に関する知識を得ることもできる研修であり、まさに「法制度整備支援活動の現在」を体感できる、大変有意義なものである。

法制度整備支援活動に携わることを強く希望している職員や同活動に興味や関心がある職員の皆様には、是非、国際協力人材育成研修に参加し、同活動への理解を深めてもらいたい。

第3 終わりに

1 最後に、本研修での経験を今後の業務にどのように活かしていくかについて、若干述べておきたい。

私は、本研修における、国際協力部教官からの講義や長期派遣専門家との意見交換等を通じて法制度整備支援活動に関する理解を深めることができたが、この経験を通じて、外国（支援対象国だけでなく、欧米も含む。）の法律や法制度に対する感度をこれからもっと高めていきたいと考えている。

それと同時に、ラオスで私たちが行った講義等を通じて、日本の法律や法制度に対する知識や理解が不十分であったことも痛感するとともに、それらに対する感度も高める必要があると感じている。

そのため、今後は、日本の法律や法制度に対する知識や理解を深めるだけでなく、外国の法律や法制度に対する感度を高めてその知識や理解も深め、より多角的かつ多面的な視点から、日々の業務での法的問題等に取り組んでいきたいと考えている。

これからの日々の業務を行う際の新たな意識付けの契機を得られたという点でも、本研修は大変有意義なものであったと考えている。

2 末筆ながら、本研修を実施された国際協力

部の皆様，私たち研修員を迎え入れていただいたベトナム及びラオスの J I C A プロジェクト事務所の皆様，2 週間もの長期にわたり，

私を快く本研修に送り出していただいた原庁の皆様，この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪地方検察庁検事

氷室隼人

第 1 はじめに

私は、この度、平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加し、約 2 週間にわたり、国内及び国外（ベトナム及びラオス）において、法務総合研究所国際協力部（ICD）が専ら発展途上国を対象に実施している法制度整備支援（以下、単に「法整備支援」という。）の業務について学ぶ機会を得た。

詳細な知識までは持っていなかったものの、私は、発展途上国に対する技術協力の一環として、ICD や独立行政法人国際協力機構（JICA）が法整備支援を行っており、検事の諸先輩方も ICD の教官や JICA の長期派遣専門家として、幅広く活躍されているということは以前から知っていた。また、これまで、ICD のウェブサイトや ICD 主催の公開シンポジウムなどを通じて、法整備支援に関する基本的な情報に触れる機会もあった。

もっとも、自分の理解不足もあり、実際にこの業務に携わっておられる方々がいかなる業務を日々行っているのかについては、漠然としたイメージしか抱くことができず、また、長期派遣専門家がいかなる苦勞と闘いながら日々の業務を行っておられるのかについて想像が及ばないところが多々あった。そこで、この度の研修では、現地のプロジェクトの活動現場を直接見聞させていただくことで、上記の点に関する具体的イメージを抱くことができれば幸いと思い、研修に臨むこととした。

第 2 国内研修について

国内研修では、各国の法整備支援の概要、長期派遣専門家や国際協力専門官の業務等について、ICD の阪井光平部長や伊藤浩之副部長をはじめ、各教官や国際協力専門官からそれぞれ充実し

た内容の講義があった。最後に行われた阪井部長による講義では、「この度の研修を通して、①『法』とは何か、②『整備』とは何か、③『支援』とは何かを考えるように、そして、今後それぞれの研修員が仕事をしていく上で自らのキャリアパスに『国際』をいかに加味するのかについても考えるように。」といったお話があった。

私は、この阪井部長のお言葉をしっかりと胸にしまい、決してこの研修を無駄にすることのないようにとの心構えの下、翌日からの国外研修に臨むこととした。

第 3 国外研修の内容及び所感

1 ベトナムについて

短時間の滞在ではあったが、ベトナムでは非常に多くのことを吸収することができた。以下、紙面の都合上、特に印象に残った点についてのみ触れることとする。

まず、1 点目は、カウンターパートの生の声に触れたことで、日本の法整備支援がベトナム側から極めて高く評価されている実情を肌で感じることができたことである。例えば、最高人民検察院の国際協力局長は、日本によるこれまでの法整備支援について、「日本の法務省は、ベトナム側のニーズにきちんと合わせて活動してくれており、非常に感謝している。専門家は極めてフレキシブルで有能な方々ばかりであり、最近では、中央のみならず地方レベルの実務家のニーズをできる限り取り入れてくれるようになった。ベトナム側としても、決して受け身になることなく、日本側への提案を行うことも可能になってきている。」などと極めて高く評価されており、日本のベトナムに対する法整備支援が月日を重ねる毎に深化している現状の一端に触れることができた。そして、これはひ

とえに、これまで法整備支援業務に携わってこられた方々、若しくは現に携わっておられる方々のご尽力の賜物であると感じた。

2点目として、バクニン省の裁判所における法廷傍聴（退役軍人である被告人が、自らが居住する傷病兵士ホームセンター内において、被害者から暴行を受けたことを機に憤慨し、ナイフで同人を刺して死亡させた事案であり、「強く衝撃された精神状態で殺人を行った罪」で起訴されていた。）において、日本の法廷との違いを体感することができ、考えさせられることが多々あった。例えば、1人の裁判官と2人の参審員で合議体を構成していること、職権主義を採用しているため事前に裁判官が証拠に目を通した上で裁判に臨んでいること、検察官が法壇の上（傍聴席から見て左端）に着席していること、民事と刑事の審理を同一の手続で行っていることなど、細かい点を挙げればきりがなほど日本の刑事司法とは様相を異にしていた。上記のとおり職権主義を採用していることもあって、ベトナムの公判は、日本のそれとは異なり、裁判所が新たに真実を発見するための場というより、公判を開くまでの間に発見された真実を確認するための場であるという印象を受けた。そして、最も驚かされたのは、ベトナムでは被告人（被告人本人のみならずその父親を含む。）が過去に軍人として国に貢献したことが刑の減軽事由となっている点であった。被告人質問では、裁判官がこの点を被告人に確認している場面があり、まさにベトナムという国の歴史や特徴を端的に表している裁判であると感じ、非常に興味深い内容であった。

2 ラオスについて

2020年（平成32年）3月をもってプロジェクトが一応終了する見込みとなっているベトナムとは異なり、ラオスに対する法整備支援は、まさに現在進行型でプロジェクトが進んでいる最中であり（現在実施中の「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」は、2018年（平成30年）7月をもって終了することとなって

いるが、期間が延長される可能性が高いことである。）、プロジェクトの目標や活動内容、実施体制（構成メンバーや研修の実施方法等）等についても、ベトナムのそれとは様々な点において異なっており、同じ法整備支援といっても対象国それぞれで個性があるということが分かった。その意味で、この度の研修で2カ国を訪問できたことは非常に恵まれていたと思う。

ラオスでは、プロジェクトオフィスにおいて、長期派遣専門家との意見交換に続き、ワーキンググループのメンバー（最高人民検察院、司法省、ラオス国立大学及び弁護士会）との意見交換の場を設けていただいたが、これらを通じて感じたことは、未だ課題は山積しているとはいえ、プロジェクトの各当事者が明確な目標を持ち、現状と課題についての認識をしっかりと共有できているため、非常に良好な信頼関係が構築されているということである。ラオスでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学及びその他関連機関を含めた混成グループでワーキンググループを構成し、研修等を実施している。この点に関し、ラオス側メンバーの方々からは、「混成グループで研修を行う場合、基本的な考え方が異なるため議論に時間を要するといったデメリットもあるが、他方で、各自の視野が広まる、各機関で共通の理解が構築されることで互いの信頼関係が高まるなどメリットがあり、非常に有意義な研修となっている。以前から実施している合宿形式による研修も非常に効果的である。」といったお話があり、プロジェクトが総じて上手く進んでいるとの印象を抱いた。

次に、特にラオスに滞在中、自分の中での「法整備支援」の概念がより広い内容のものへと変わっていった。例えば、以前は自分の勉強不足もあって、法整備支援というと、法律の起草支援や教材作成の支援などといった、目に見える成果物を作ることにイメージを膨らませていた部分が少なからずあった。しかし、この度の研修を通じ、法整備支援を行う上

で最も中心に添えるべき要素は「人材育成」であると実感した。たとえ法律や法制度ができたとしても、それを使いこなせる能力、自力で法律改正作業ができる能力を持った人材が育たないと無意味であるし、たとえ教材ができたとしても、それを使って後継者に教える能力を持った人材が育たないと無意味である。その意味において、法「整備」支援とは、法「教育」支援という言葉に置き換えることができる要素が少なからずあるのではないかと感じた。相手国のオーナーシップを尊重し、相手国の実情やニーズに見合った形での人材育成に取り組むという点が日本の支援の特徴であるとされているが、そのような支援方法だと非常に時間がかかる上、成果がなかなか見えにくい。したがって、法整備支援という仕事は数々の苦労を要する仕事であるように思われたが、ラオスに派遣中の長期派遣専門家の方々は皆、苦労を抱えておられるような素振りは見せず、むしろ明るく楽しそうに仕事をされている印象を抱いた（なお、ベトナムについても全く同様であった。）。

第4 その他研修の成果

1 法整備支援という仕事のスケールの大きさ、醍醐味

この度の研修全般を通して感じたのは、法整備支援という仕事が、研修前にイメージしていたよりも遙かに壮大でスケールの大きな仕事であるということである。この度、法曹経験が20年に満たない方々が、相手国の副大臣に助言を与えたり、関係省庁の局長級の方々と顔を付き合わせて議論を交わすなどして日々奮闘されている現状の一端を垣間見ることができた。この仕事が、一つの「国造り」に直接携わることができる、極めてダイナミックな仕事であるということを実感でき、何とも言えない興奮を覚えた次第である。また、この度の研修において、法整備支援の仕事のもう一つの醍醐味は、良い意味で「正解がない」点であると感じた。一定のゴールは設定されているものの、これに

到達するまでの過程においては、常に自らの頭で悩み、考え、切り開いていかなければならない。前例踏襲が通用しない厳しい世界ではあるが、大いにやりがいを感じることができる仕事なのではないかと感じた。

2 法整備支援に取り組む上での心構え、「支援」の意味

法整備支援の仕事の魅力については多少のイメージができたものの、私は、それでも、長期派遣専門家が長期間にわたり支援対象国に赴任する生活には相当な困難を伴うのではないかとその思いが消えなかった。前述したとおり、人材育成には非常に時間がかかるため、思うように人材が育ってくれないもどかしさを感じることも多々あるのではないかと、そのような場合にいかにしてモチベーションを保っておられるのかなどといった点に関心があったことから、その点に関し、長期派遣専門家の方々に質問を投げかけてみた。とりわけ印象的だったのは、ラオスの須田大長期派遣専門家による、「長期派遣専門家として必要な能力は、例えて言うならば実が熟するまで待つことができる能力である。相手国があることなので上手く回らないときがあるのは当然である。その際、自分達の事ばかり考えるのではなく、相手に対する思いやりや想像力を忘れずに仕事を続けていけば、思わぬところで突破口が開けてくることもある。検事が行う取調べなどもこれと通じる面があるのではないかと」といった趣旨のお話であった（須田専門家は、同じ文脈の中で「愛情」という言葉も用いておられた。）。このお話をお聞きする前は、正直なところ、どこか愚痴めいた話もこぼれてくるかもしれないと思っていたが、そのようなお話は全くされず、逆に、「愛情」などといった言葉がごく自然とこぼれてきたこと、また、意外にも取調べと重ねられたことで自ずと自身の仕事ぶりを顧みる結果となったことなどから、何とも言えない気恥ずかしさを覚えた。この度の研修において、法整備支援という仕事は、まさに「人間力」が要求される仕事であっ

て、そのことは検事の仕事にも通じるところが多々あるのだということを教わった気がした。

なお、「支援」という言葉の意味について、以前の私は、力を持つ者が持たない者に対してサポートしてあげる、協力してあげるといったような、どこか上から目線のイメージで捉えていた部分があった。しかし、この度の研修中お会いした長期派遣専門家の方々は皆、そのような姿勢ではなく、短期的な見返りを求めず同じアジアのパートナーとしてただ相手国のことを思い、相手国に寄り添うといった姿勢で仕事に励んでおられるといった印象を受け、自分としても、真の意味での「支援」とは何かにつき考えさせられるところが多々あった。

3 自身を振り返って

この度の研修は、自分にとって、検事としての普段の仕事ぶりを振り返る良い動機付けとなった。私は現在、捜査担当の検事として、外国人犯罪や国際的な犯罪を扱う部署に所属している。日々、要通訳事件の取調べを行っているほか、時には国境を越えた犯罪の捜査のため外国捜査機関と連携を図る機会もある。その度に感じることは、前提理解が根本的に異なる外国人と議論を交わすこと、そして彼らに日本の法制度を正確に伝えることの難しさである。このことは、この度の研修中においても、例えばラオス国立大学や国立司法研究所で私たちが実施した講義等を通じ、再認識させられた。法律家として国際的な仕事に携わる上で、比較法の視点を持つことの重要性については頭で理解していたつもりである。そして、ここで言う「比較」とは、単に日本ではこういう法制度になっているのに対してこの国ではこういう法制度になっているといった表面的な理解にとどまることなく、それ以前になぜそのような制度になっているのかといった歴史的経緯や背景を踏まえて理解しておくことが欠かせないということも、頭では理解していたつもりである。しかし、この度の研修中、自分はまだまだそれが不十分であると反省させられた。「法」とは、それぞれ

の社会において、そこに暮らす人々の間のルールを定めたもので、その社会の根本的な基盤をなすものである。当然ながら、それぞれの社会毎に、その成り立ちや歴史、政治事情や経済事情、文化、宗教、道徳、価値観は異なっており、比較法と呼ばれるところの「法」には自ずとこれらの視点が含まれることとなる。私は、この度の研修を通じて、それらを含む意味での比較法の視点を持つことの重要性を再認識した。そして、海外に目を向ける以前に、日本法が成立した歴史的背景について今一度学び直すとともに、日本の国それ自体についてより本質的な理解を深めたいという気持ちを抱いた。

また、前述した「人材育成」という観点からも、この度の研修は、自身のこれまでの仕事ぶりを振り返る良い契機となった。例えば、ラオスなどでは法理論面と実務面が未だ整理されていないため、それを整理して統一的なものとするべく、日々教材作成の支援を行ったり、カウンターパートの研修を実施しているとのことである。私自身も普段、司法修習生の指導に携わったり、若手検事に対して助言を与えることもあるが、果たして、自分がどれだけ法理論を正確に理解しているだろうか、どれだけ法理論面と実務面とを整理して指導助言を行っているか、捜査手法など実務面ばかりに目が行ってしまい、法の原理原則をおろそかにしてはいないだろうか、須田専門家が仰るような想像力や思いやり、愛情を持って指導や助言を行えているだろうかなどと、様々な観点から自分自身を振り返ることができ、自分にとって非常に良い刺激となった。

第5 終わりに

ここで1点、非常に印象に残ったエピソードについて触れることとしたい。私は、ラオス国立司法研修所での講義を終えた後、学生に対し、「皆さんは、世の中に色々な職業がある中で、なぜ法律家を目指そうと思ったのですか。社会的地位の高さ、給料、やりがい、あるいはそれ以外の理由

ですか。」という質問をしてみた。意外なことに、次々と学生らが自発的に手を挙げ、「この国が大好きで、社会を良くしたいから。」「社会正義を実現したいから。」「高校生の頃、隣家で飼っていたヤギが自分の家の敷地内に侵入してきたことがあり、その際、自分の家で飼っていた犬がそのヤギに噛みついた。そのヤギが勝手に侵入してきたのに、最終的には自分達が全額を賠償させられた。この経験がきっかけで法律に興味を持った。」などと、目を輝かせながら答えてくれた。この様子を見て、私は、たとえ国は違えど法曹として目

指すべき道は万国共通なのだと実感し、何とも言えない爽快な気分になった。

最後に、今回、大変ご多忙の中、我々研修員のために貴重なお時間を割いていただくとともに多方面で調整等を行っていただいたICD職員の方々、長期派遣専門家をはじめとするプロジェクトオフィスの方々、現地で暖かく接していただいた関係各機関の方々に対し、改めて厚く感謝を申し上げますとともに、多忙の中、本研修に快く送り出して下さった大阪地方検察庁の皆様にも心より感謝を申し上げます。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡高等検察庁検察事務官

小 南 安 生

第 1 はじめに

私は、平成 28 年 11 月 7 日から同月 18 日までの間、法務総合研究所国際協力部（ICD）、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国において実施された国際協力人材育成研修（以下、「本研修」という。）に、研修員として参加させていただいた。

私は検察事務官として仕事をする中で、法制度整備支援という言葉を見聞きすることはほとんどなく、ICD職員がどのような仕事をしているのかすらほとんど知らなかった。

私が初めて法制度整備支援という存在を知ったのは、ちょうど 4 年前、一緒に仕事をしていた検事が当時の国際協力人材育成研修に参加され、帰国後、是非長期派遣専門家として発展途上で勤務したいと仰っていたことを聞いたときであった。当時の私の法制度整備支援に対する認識は、発展途上国の法律、特に民法や刑法、それらに付随する法律を「日本と同じような法律」に改正する、又は法律のない国に対しては、新しく「日本と同じような法律」を作るものだと思っていた。

しかし、本研修において、国内研修では ICD の部長、副部長及び教官らから講義を受けたり、国外研修ではベトナム及びラオスを訪問し、法制度整備支援の現場を実際に見聞きしたりしたことで、日本の中で悠々と生活してきた私の認識がいかに単純で、上から目線でしか考えていなかったことを痛感させられた。

以下、本研修を通じて私が学んだことや感じたことについて報告させていただく。

第 2 国内研修

本研修では、国内研修として、ICD の教官から、「法務省による法制度整備支援の概要」「イン

ドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、中国、ネパール、ミャンマー等の各国における法制度整備支援の概要」についての講義があった。私は、先ほども述べたとおり、法制度整備支援に対する認識がほとんどなかったため、国内研修での講義は、国外研修に行くに当たって、日本が実施している同支援の基本的な知識を理解する上で大変有意義なものであった。

また、ICD の事務手続等を担っている国際協力専門官から、同専門官の業務についての講義があった。検察事務官の私にとっては、将来 ICD で勤務することとなれば、国際協力専門官として働くこととなるので、これらの講義内容はとても興味深いものであった。一番印象に残ったのは、法務総合研究所というのはオール法務省と裁判官の組織であり、検事や裁判官等の教官と国際協力専門官との間には垣根がなく、イコールパートナーとして仕事をしているということだった。国際協力専門官の仕事は、研修・出張のための準備、研修の補助、長期派遣専門家との連絡調整業務等多岐に渡るものであり、教官とはイコールパートナーとして仕事をするということは、それだけ教官から信頼を得ないと出来ない仕事であり、検察事務官とはまた違った責任感を伴う大変魅力的な仕事だと思った。

さらに、ICD の阪井部長からは、「法務省職員の国際業務と法整備支援」についての講義があり、その中で、法務省の国際業務にはどのようなものがあるかという質問を受けた。私がこれまで検察事務官として仕事をしてきた中で、国際的な仕事がどれほどあったかを考えてみたが、正直、被疑者が外国人の場合、通訳人を手配することくらいしか思いつかず、ましてや法務省については、どれほど国際業務があるのか分かっておらず、国際業務というものに対する意識の低さを感じざる

を得なかった。

加えて、阪井部長からは、国外研修において、法制度整備支援を「法（制度）」「整備」「支援」の3つに分け、「法（制度）」とは何か、「整備」とは何か、「支援」とは何かをよく見てくるようにとの宿題をいただいた。

第3 国外研修

1 ベトナムでの国外研修

ベトナムのノイバイ国際空港に到着してまず始めに感じたことは、空港が日本と同じような作りであることに驚いた。現地ガイドの話では、その空港は日本の政府開発援助（ODA）により、日本企業によって作られたものであり、また、市街地に向かう際に通った巨大な橋も日本のODAによって作られたものであった。私は、空港から市街地までの道中、このような立派な空港や巨大な橋が日本の支援で作られ、ベトナムの発展に大きく貢献していることに、日本の技術の素晴らしさを感じると同時に、法制度整備支援がどのような形でベトナムの発展に貢献しているのかを今から実際に見聞きできることに期待が膨らんだ。

ベトナム JICA プロジェクト事務所では、検事出身の川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の概要等についての説明があった。JICA によるベトナムでの法制度整備支援は1996年（平成8年）頃から開始し、民法、民事訴訟法等の重要法令の起草支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として法規範文書の整合性確保等を目標に、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会及び首相府の5機関に対する各種活動を実施している状況であることなどを学んだ。

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所では、ベトナムの法制度の問題点として、法律の未整備や不整合、運用との齟齬、司法権への信頼性の低さなどがあること、また法制度整備支援には、法の支配の意義や重要性についての意識改革、

司法権の事態解決能力の養成などが期待されていることを学んだ。

このように、ベトナムにおいても、まだまだやるべきことが山積していることを知ることであったが、他方、1条でも法律の未整備が減れば成功だという話も聞き、長期派遣専門家の苦勞は計り知れないものだと感じた。

2 ラオスでの国外研修

ラオス JICA プロジェクト事務所では、検事出身の須田大長期派遣専門家から、プロジェクトの概要等について説明があった。ラオスでは、1998年（平成10年）頃から法制度整備支援を開始し、民法等の教科書、判決書マニュアルの作成支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上等を目標として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関に対する各種活動を行っていることを学んだ。

その後、国立司法研修所やラオス国立大学を訪問し、我々研修員から「裁判官や法務省職員の職業倫理」「日本における三権分立、司法権の独立、行政権における検察の独立」等について講義をするという貴重な経験をさせていただいた。私は、日本の検察官及び検察事務官の仕事内容や職業倫理について、国立司法研修所で講義する部分を担当したが、日本のことを外国の方へ伝える難しさを知った。なぜなら、日本の検察官及び検察事務官の仕事内容等を日本人に伝える場合、相手が前提となる日本の統治機構や歴史等の知識を持っているため、ある程度説明を省いても理解してもらえるが、統治機構等が全く異なる国の人達は、そのような前提知識を持たないからである。この点、講義の際は、優秀な通訳人が私の不十分な説明を補ってくれ、かなり助けてもらった。

また、国立司法研修所の意見交換会では、「なぜ法曹になりたいのか。」というこちらからの質問に対して、一人の研修生から、「一人の人間として社会正義のために法曹になりたい。」

という回答があった。このような法曹になるという強い意気込みを持っている研修生がいることに、ラオスの将来の発展を見た気がした。

第4 本研修の成果

法制度整備支援を「法（制度）」「整備」「支援」の3つに分けて見るようにとの、前記の阪井部長からの宿題を私なりに回答したいと思う。

私は、ラオスでラオス側関係者から、「国民だけでなく公務員も法律に対する意識が低いことから、紛争が起きたときに、慣習などで解決してしまうので、貧しい人又は教育を受けていない人などは不平等な扱いを受ける。」という話を聞いたとき、「法（制度）」とは何か、「整備」とは何か、「支援」とは何か、という問いに対する答えがぼんやりと見えてきた。

まず、法制度整備支援の「法（制度）」というのは、基本法である民法や刑法、それに付随する法律だけでなく、その国の社会、文化、慣習及び道徳など、その国の国民感覚を含んだものが「法（制度）」ではないかと思った。なぜなら、良い悪いは別として、ラオスのように慣習で紛争を解決することがあるという現実があるのであれば、その国の法律を作る上では、その慣習を踏まえて法律を作ることがその国民に馴染みやすい法律になると考えるからである。

また、ベトナムにおいて、殺人事件の裁判を傍聴した際、裁判官から被告人に対して、「あなたの親族で国のために貢献したり、表彰されたりした人がいるか。」という質問があった。私はこの質問を聞いて、そのような人が被告人の親族であれば、被告人の刑事裁判において、そのことが量刑上考慮されるように感じた。そのような事情も刑事裁判で考慮するという考えも、ベトナム国民が普通に思っている感覚だとすれば、法律を作る上では、このような国民感覚も取り入れることも必要なのではないかと感じた。

さらに、法制度整備支援の「整備」というのは、法律の起草支援や人材育成など運用できる体制を作ることも大切であるが、国民の司法に対する信

頼を得ることも「整備」に含まれると思った。というのも、国民の法律に対する意識が低い原因には、前記の西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での話にもあったように、国民の司法に対する信頼が低いことがあるのではないかと思ったからである。法律があることで、紛争が平等で平和的に解決できること、不意に不利益を被る可能性が少なくなるということなどの利点があることを国民全員に浸透させるためには、やはり国民の司法に対する信頼を高める必要があると考える。

最後に、法制度整備支援の「支援」というのは、長期派遣専門家という人という支援、ODAなどのお金の支援等があるが、日本独自の支援が本当の「支援」だと感じた。ベトナムの最高人民検察院の局長の話の中で、日本以外のドナーともプロジェクトをやっているが、その中でも日本の法制度整備支援を高く評価しており、その証拠に、重要な法律の改正には、必ず日本の専門家が参加しているというお話があった。そして、その理由を聞くと、日本の法制度整備支援はベトナムの実情やニーズに合わせてもらえるからだという。

また、ラオスのワーキンググループの方々との意見交換した際には、日本の専門家が長期間、継続的にラオスに在駐しているおかげで、法改正に対する知識が高まったり、刑事訴訟法のハンドブックや手続の流れのチャート図が作成できたことで、法律の統一的な知識の共有ができるようになったなどの感謝の言葉をいただいた。

このように、日本の法制度整備支援はベトナムやラオスの方々から高い評価をいただいているということ、ベトナム及びラオスの現地の方々からの言葉を実際に聞いて実感したからこそ、日本の法制度整備支援の特徴でもある、相手国の歴史、文化、法制度を理解した上で、相手国との対話を重視しながら、相手国に寄り添い、相手国のニーズや実情に合った法律や制度を共に考える支援こそが、法制度整備支援の「支援」だと思った。

本研修では2か国の法制度整備支援の現場を見せていただいたことで、社会、文化、風習、国

民性が国によって違うことを学ぶことができ、またそれに伴って国によって、支援の方法等が変わってくることを学べたのは、私にとって大きな財産となった。本研修で見聞きしたことは法制度整備支援のごく一部でしかないが、ベトナム及びラオスの社会、文化、歴史、人柄などを知ることができ、私はベトナムとラオスという国が本当に大好きになった。

私は、本研修の成果として、まず私が経験して感じた法制度整備支援について、可能な限り広報をしていくとともに、国際業務がより身近になったことから、自分自身の職務が国際業務とどのようなつながりがあるのかを常に考えながら、日々の職務に従事しようと思った。

第5 おわりに

私は、本研修を通じて、法制度整備支援の方法というものは一つではなく、そのためのマニュアルは存在せず、支援することの難しさや大変さがあること、他方で日本による法制度整備支援が本当に高い評価を得ていることを学んだ。

ベトナムの空港や巨大な橋のようなものは、完成すれば目に見えて成果を残すことができるが、法制度整備支援の成果というものはなかなか目に見えないものである。そのような中で、ベトナムにおける法制度整備支援は1996年（平成8年）から、ラオスにおける同支援は1998年（平成10年）から現在まで続いており、JICAの活動の中でも評価の高い活動であるという。法制度整備支援は国の根幹を整備する手助けをするものであり、

ベトナム及びラオスの経済が今後発展することを考えると、その成果は、空港や巨大な橋の完成と同等以上に、各国の国民に大きな影響を及ぼすことは間違いないはずである。

そして、相手国のニーズや実情に合わせた日本の法制度整備支援というのは、今後も発展途上国からの要請がますます増えるはずであり、新たな相手国によってますます変化に富んだ法制度整備支援に進化していくはずである。そのため、法制度整備支援に携わる人材というのは、一つの仕事ができるだけではなく、忍耐力、精神力はもちろんのこと、自由な発想力、交渉力、調整力などが必要だと感じた。

前記のとおり、ベトナム及びラオスの訪問先の方々からは、笑顔で歓迎された上、日本の法制度整備支援を高く評価していただき、多くの感謝の言葉をいただいた。それは、長期派遣専門家の方々が、長年にわたる努力によって、各国の関係者との人間関係を作り、信頼を積み重ねてきた結果であり、本当に頭が下がる思いであった。

本研修では、ベトナムの川西長期派遣専門家、塚部貴子長期派遣専門家、ラオスの須田長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の方々には本当にお世話になった。また、引率していただいた石田教官及び稲本専門官には本研修を充実したものにしてください、心より厚く感謝申し上げたい。

最後に、私を快く本研修に送り出してくださった家族及び職場の皆様にも心から感謝を申し上げます、私の報告を終えたい。